

前回定例会（3月3日）以降の原子力規制庁の動き

令和3年4月14日
柏崎刈羽原子力規制事務所

【原子力規制委員会】

- 3月4日 第62回原子力規制委員会 臨時会議
東京電力ホールディングス（株）柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護事案に係る今後の評価の進め方について
- 3月16日 第64回原子力規制委員会 臨時会議
議題1 東京電力ホールディングス（株）から提出された報告書（柏崎刈羽原子力発電所社員によるIDカード不正使用についての根本原因分析及び改善措置（令和3年3月10日）について）
議題2 東京電力ホールディングス（株）柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失事案に係るSERP予備会合の結果について
- 3月17日 第65回原子力規制委員会
東京電力柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護関連の事案を受けた今後の同社からの申請案件の取扱いについて
- 3月23日 第66回原子力規制委員会 臨時会議
東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失事案に係る対応区分の変更及び規制対応措置について
- 3月24日 第67回原子力規制委員会
東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失事案に係る規制措置について
- 3月31日 第70回原子力規制委員会
核原料物資、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の23第2項の規定に基づく命令に係る弁明の機会の付与について
- 4月7日 第1回原子力規制委員会
原子力発電所の新規基準適合性審査の状況について
- 4月14日 第3回原子力規制委員会
議題2 東京電力柏崎刈羽原子力発電所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の23第2項の規定に基づく命令について（案）
議題3 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の実施方針について
議題4 令和2年度の原子力規制検査の運用実績等を含めた制度改善のためのガイド類の改正等について

【柏崎刈羽原子力発電所 6・7号炉 審査状況】

（審査会合）

- ・原子力発電所の新規基準適合性に係る審査会合
第953回（3月4日：非公開）、第956回（3月18日：非公開）、

第959回（3月26日：非公開）、第961回（3月30日：非公開）
（ヒアリング等）

- ・新規規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者ヒアリング（6、7号炉）

【90】（2月18日）、【91】（2月25日）、【92】（3月1日）、
【93】（3月2日）、【94】（3月9日）、【95】（3月16日）、
【96】（3月26日）、【97】（4月9日）

【規制法令及び通達に係る文書】

- 3月 5日 東京電力ホールディングス(株)から7号機の設計及び工事の計画の認可申請書の一部補正を受理
- 3月 5日 東京電力ホールディングス(株)から7号機の設計及び工事の計画の軽微変更届出を受理
- 3月 8日 発電用原子炉設置者に実用発電用原子炉の設置運転等に関する規則第87条第4号に基づく確認結果を通知
- 3月10日 東京電力ホールディングス(株)から「柏崎刈羽原子力発電所社員によるIDカード不正使用についての根本的な分析を伴う改善措置活動の計画及びその実施結果」を受理
- 3月16日 東京電力ホールディングス(株)に柏崎刈羽原子力発電所に対する令和2年度原子力規制検査（核物質防護）における検査指摘事項の重要度の暫定評価を通知
- 3月18日 東京電力ホールディングス(株)から柏崎刈羽原子力発電所の令和2年度原子力規制検査（核物質防護）における指摘事項の重要度の暫定評価についての回答を受理
- 3月23日 東京電力ホールディングス(株)に柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査に係る対応区分変更を通知
- 3月24日 東京電力ホールディングス(株)から柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置許可に係る変更届出を受理
- 3月30日 東京電力ホールディングス(株)から発電用原子炉の運転計画（変更）を受理
- 3月31日 東京電力ホールディングス(株)に柏崎刈羽原子力発電所の特定核燃料物質の移動禁止の措置を命ずることに対する弁明の機会の付与を通知
- 4月 5日 東京電力ホールディングス(株)に柏崎刈羽原子力発電所7号機の設計及び工事の計画を認可
- 4月 7日 東京電力ホールディングス(株)から柏崎刈羽原子力発電所の特定核燃料物質の移動禁止の措置を命ずることに対する弁明の機会の付与（通知）に対する回答を受領

【被規制者との面談】

- 2月24日 新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者との面談（柏崎刈羽6、7号炉）
- 3月1日 7号機の格納容器圧力逃がし装置ドレン移送ポンプ出口側伸縮継手の適性確認についての面談
- 3月2日 新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者との面談（柏崎刈羽6、7号炉）
- 3月3日 7号機の火災防護設備の使用前事業者検査に係る確認事項についての面談
- 3月4日 新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）への対応について（柏崎刈羽原子力発電所設置許可）
- 3月9日 新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者との面談（柏崎刈羽6、7号炉）
- 3月10日 7号機の火災防護設備の使用前事業者検査に係る確認事項についての面談
- 3月18日 新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）への対応について（柏崎刈羽原子力発電所設置許可）
- 3月30日 新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）への対応について（柏崎刈羽原子力発電所設置許可）
- 4月2日 新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者との面談（柏崎刈羽6、7号炉）

【その他・公開会合】

- 3月12日 第5回検査制度に関する意見交換会合

【柏崎刈羽原子力規制事務所】

なし

【放射線モニタリング情報】

原子力規制委員会は、放射線モニタリング情報を「原子力規制委員会ホームページ」（<https://radioactivity.nsr.go.jp/ja/new/list-1.html>）にて発表

直近の主な更新情報は以下のとおり

- ① 各都道府県のモニタリングポスト近傍の地上1m高さの空間線量
<令和3年4月13日版>（令和3年4月11日測定分）
https://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/15000/14829/24/192_20210411_20210413.pdf
- ② 福島第一原子力発電所近傍海域の海水の放射性物質濃度測定結果
<令和3年4月13日版>（試料採取日：令和3年3月31日、4月4日～4月10日）
https://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/15000/14832/24/278_4_20210413.pdf

以上

核物質防護設備の機能の一部喪失事案の主な経緯

令和3年 1月27日	東京電力から原子力規制庁に、核物質防護設備の機能が喪失し、代替措置を実施しているとの報告。 原子力規制庁は、代替措置の実効性を確認するとともに、東京電力に、他の核物質防護設備について機能喪失しているものがないか、報告するよう指示。
2月15日	東京電力から原子力規制庁に、さらに複数の核物質防護設備の機能喪失が発生し、代替措置を講じていること及び設備の復旧見通しを報告。
2月17日	原子力規制庁から原子力規制委員長・委員に、上記内容及び代替措置の実効性が確認できないことを報告。
2月18日	原子力規制委員会（臨時会合）：事案概要の報告。
2月21日、24日～26日	柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査
3月1日	原子力規制委員会（臨時会合）：検査結果の報告
3月3日及び4日	柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査
3月4日	原子力規制委員会（臨時会合）：今後の評価の進め方について審議。
3月9日	原子力規制庁がSERP予備会合を開催し、重要度及び深刻度を評価（暫定評価案）。
3月16日	原子力規制委員会（臨時会合）：3月9日実施のSERP予備会合の暫定評価案を審議。
3月24日	原子力規制委員会：規制措置の必要性について審議（是正措置命令を発出することとし、改善の効果が認められるまでは、特定核燃料物質の移動を禁ずる方針を了承。）
4月14日	原子力規制委員会： 特定核燃料物質の移動を禁ずる是正措置命令を発出することを了承。 追加検査の実施方針を了承。

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の実施方針について

令和3年4月14日
原子力規制庁

1. 経緯・趣旨

令和3年3月23日の第66回原子力規制委員会において、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカード不正使用事案と核物質防護設備の機能の一部喪失事案を一体のものとして取り扱い、これに対する追加検査を行うこととした。

これを受けて、今後の追加検査の実施方針について諮る。

2. 原子力規制庁における追加検査の実施

原子力規制委員会から、東京電力に対し、今回の事案に係る根本的な原因の特定や改善措置活動の計画などを内容とした報告（期限：9月23日まで）を求めており、これに関する東京電力の取組に応じて、原子力規制庁として追加検査を以下のように段階的に実施する。（参考資料1）

なお、検査の状況や指摘すべき事項の気付きなどについては、随時、原子力規制委員会に報告する。

（1）東京電力の報告書提出前の検査（フェーズⅠの追加検査）

- ① 両事案に係る事実関係の詳細な調査、関係者の認識の把握、第三者による安全文化・核セキュリティ文化の評価を含めた東京電力の原因分析や改善措置活動の計画の検討状況の把握等を行う。
- ② ①で把握した事実関係等を踏まえ、東京電力の報告書の内容（原因の特定、改善措置活動の計画など）の確認を行い、指摘事項の有無とその内容も含め、その検査結果を原子力規制委員会に諮る。

（2）東京電力の報告書提出後の検査（フェーズⅡの追加検査）

- ① 報告書に記載された個々の改善措置活動について、具体的な検査内容と検査計画（数か月程度を想定）を策定し、原子力規制委員会に諮る。
- ② その後、本格的な検査に入り、東京電力による改善措置活動の進捗に応じて、検査が可能である事項からその運用状況（企図した通りに機能し、組織内に定着して効果を発揮しているかなど）の確認を行う。

検査終了後、指摘事項の有無とその内容を含め、検査結果を検査報告書に取りまとめ、検査の対応区分の変更の可否と合わせて、原子力規制委員会に諮る。

なお、この段階で検査指摘事項がある場合には、その対応策の実施状況を事後的に確認する必要があるため、フェーズⅢの追加検査を行う。

(3) フェーズⅡの検査指摘事項に対する検査（フェーズⅢの追加検査）

フェーズⅡの検査指摘事項に対して、その改善状況、措置の運用による効果などを確認する。

検査終了後、検査結果を検査報告書に取りまとめ、検査の対応区分の変更の可否と合わせて、原子力規制委員会に諮る。

3. 東京電力における第三者による評価について

3月23日に発出した「原子力規制検査に係る対応区分の変更について（通知）」では、今回の事案の重大性に鑑み、東京電力組織の性質を外部の目で客観的かつ厳正に観察・把握する必要があるため、東京電力に対し、第三者による安全文化及び核セキュリティ文化の評価の実施を求めたところである。

この第三者による評価については、以下の事項が重要と考えられるため、東京電力にこれらを通知する。

- ・第三者の選定に当たっては、独立性・中立性を確保するため、現に東京電力の利害関係者である者や国民の疑念や不信を招くような者が主体とならないようにすること。その際、原子力規制委員会においては、原子炉安全専門審査会等の委員について、選任要件において被規制者やその構成する団体の役員・従業者でない者などを定め、選任する者に対し被規制者等からの委託業務等の実績の公開を求めることなどを通じて、独立性・中立性を確保していることが参考となる。
- ・本評価を行う第三者は機微な情報を取り扱うことが考えられるため、原子炉等規制法第68条の2第2項に規定する「業務を委託された者」等に該当する者として核物質防護上の秘密保持義務を負うことを東京電力と第三者との間の文書により明確にすること。
- ・本評価を進める際には、第三者を補佐するスタッフの在り方などを含め第三者の判断の独立性・中立性に疑念を持たれないような体制を構築する必要があること。その際、たとえば、2010年に日本弁護士連合会が策定した「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」が参考となる。

4. 原子力規制庁における追加検査の体制

上記を踏まえ、追加検査の実施準備、計画策定、検査実施、検査報告の作成などの一連の業務を円滑かつ効果的に進めるため、原子力規制庁の訓令（原子力規制庁組織細則）に基づき、本業務を担当する組織（東京電力柏崎刈羽原子力発電所追加検査チーム）を設置し、核セキュリティ部門及び検査グループの職員を中心とした特別の体制を構築する。（参考資料2）

（添付資料）

参考資料1 追加検査の大まかな流れ

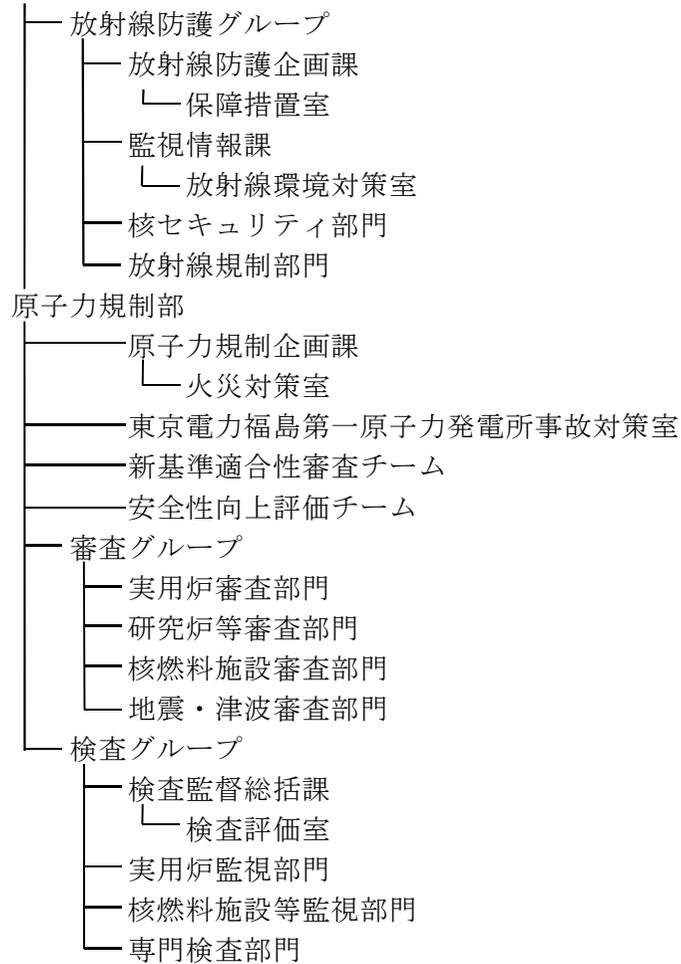
参考資料2 原子力規制庁組織細則 新旧対照表（案）

(追加検査の大まかな流れ)

原子力規制庁	原子力規制委員会
原子力規制検査に係る対応区分の変更について（通知）の発出（3月23日）	
<p><追加検査（フェーズⅠ）> 現状の把握 ○規程、手順書等 ○活動、報告等の記録 ○現場、管理部門及び経営層における対応 ○請負事業者の職員を含む従業者の認識 ○核物質防護設備の状況 ○東京電力による原因分析等の検討状況 ○第三者による評価の状況 等</p>	<p>検査状況、気付き事項等の報告 （随時）</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">東京電力から報告書の提出（9月23日期限）</div>	
<p>報告書の内容確認</p>	<p>確認結果の審議</p>
<p><追加検査（フェーズⅡ）> 本格的な検査の実施 ○検査内容と検査計画を策定 ○検査計画に基づく検査実施 （例） ・核セキュリティ文化及び安全文化 ・CAPの仕組みと運用 ・核物質防護設備のパフォーマンス ・従業者の核物質防護関連のパフォーマンスと教育・訓練 ・業務管理手法や手順書等の規程類の運用状況 ・警備等の請負事業者を含む調達管理の仕組みと運用 ・設備・機器に係る保守・運用管理 等</p>	<p>検査内容・検査計画の審議</p> <p>検査状況、気付き事項等の報告 （随時）</p>
<p>検査結果の取りまとめ （対応区分の変更の可否）</p>	<p>審議</p>
<p><追加検査（フェーズⅢ）> フェーズⅡの指摘事項への対応状況の確認 検査結果の取りまとめ （対応区分の変更の可否）</p>	<p>審議</p>

原子力規制庁組織細則（原規総発第 120919002 号（平成 24 年 9 月 19 日原子力規制庁長官決定）） 新旧対照表（案）
 （下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（内部組織）</p> <p>第9条 原子力規制庁に置かれるグループ、課、部門、室及びチームは、次のとおりとする。</p> <p>原子力規制庁</p> <p>↓</p> <p>長官官房</p> <ul style="list-style-type: none"> — 総務課 <ul style="list-style-type: none"> — 監査・業務改善推進室 — 広報室 — 国際室 — 事故対処室 — 法令審査室 — 情報システム室 — 人事課 — 会計部門 — 法務部門 — 緊急事案対策室 — 委員会運営支援室 — 公文書監理・情報化推進室 — 地域連絡調整室 — サイバーセキュリティ対策チーム — <u>東京電力柏崎刈羽原子力発電所追加検査チーム</u> — 技術基盤グループ <ul style="list-style-type: none"> — 技術基盤課 — システム安全研究部門 — シビアアクシデント研究部門 — 核燃料廃棄物研究部門 — 地震・津波研究部門 	<p>（内部組織）</p> <p>第9条 原子力規制庁に置かれるグループ、課、部門、室及びチームは、次のとおりとする。</p> <p>原子力規制庁</p> <p>↓</p> <p>長官官房</p> <ul style="list-style-type: none"> — 総務課 <ul style="list-style-type: none"> — 監査・業務改善推進室 — 広報室 — 国際室 — 事故対処室 — 法令審査室 — 情報システム室 — 人事課 — 会計部門 — 法務部門 — 緊急事案対策室 — 委員会運営支援室 — 公文書監理・情報化推進室 — 地域連絡調整室 — サイバーセキュリティ対策チーム — （新設） — 技術基盤グループ <ul style="list-style-type: none"> — 技術基盤課 — システム安全研究部門 — シビアアクシデント研究部門 — 核燃料廃棄物研究部門 — 地震・津波研究部門



別表第2

<原子力規制庁>

<長官官房>



別表第2

<原子力規制庁>

<長官官房>

[東京電力柏崎刈羽原子力発電所追加検査チーム]

東京電力柏崎刈羽原子力発電所追加検査チームは、令和2年9月及び令和3年1月に原子力規制庁に報告された東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護事案の追加検査に関する事務をつかさどる。

(新設)